

専門委員会規程

(設 置)

第1条 財団法人日本ソフトテニス連盟寄附行為第31条に基づき、事業の円滑な運営を図るため理事会に次の専門委員会（以下委員会とよぶ）を設置する。

(委員会の名称及び職務)

第2条 委員会は次のとおりとする。必要がある場合は理事会の議を得て名称を変更することができる。また、特定の目的のため一時的に特別委員会を設置することがある。

1. 総務委員会

(1) 会員登録制度部会

2. 審判委員会

3. 競技委員会

(1) プログラム編成部会

(2) 用具施設部会

4. 強化委員会

(1) 医科学部会

5. 指導委員会

(1) 等級制度部会

6. 生涯スポーツ委員会

(1) 小学生普及部会

(2) シニア部会

7. 国際委員会

8. 広報委員会

(1) 機関誌編集部会

(2) IT部会

9. その他

次の委員会は、専門員会の規程によらず別途設置する。

- ・ドーピング判定委員会
- ・ドーピングコントロール委員会
- ・倫理委員会
- ・競技者育成プログラム推進委員会
 - (1) 競技者育成部会
 - (2) 指導者育成部会
 - (3) マネジメント部会
- ・国際振興検討プロジェクト

第3条 委員会の専門的分野の活動を拡充するために、委員会の下に専門部会を設けることができる。専門部会には部会長を置き、委員長の下に委員会に準じて運営する。

第4条 委員会の職務区分は、理事会の議を経て別に定める。

(役 員)

第5条 委員会に委員長及び委員若干名を置く、必要により副委員長を置くことができる。

(委員の選任)

第6条 委員は理事のうちから会長が委嘱する。必要に応じて学識経験者を委員に委嘱することができる。

(会長、副会長および専務理事の職務権限)

第7条 会長、副会長および専務理事は、随時委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員長の職務)

第8条 委員長は、この会の会務を統括し、定められた職務に関し、専務理事を補佐してこの法人の日常の業務を処理する。

(委員会の招集)

第9条 委員長は専務理事の承認を得て、委員会を招集し、その議長となる。

第10条 専務理事は、必要により委員会を招集することができる。その場合の議長は委員長とし、委員長不在の場合は、他の委員を選ぶことができる。

第11条 専務理事は、互いに関連する事項について必要により、2つ以上の委員会の合同会議を招集することができる。この場合の議長は専務理事とする。

(会 議)

第12条 委員長は、委員会の経過を適時文書をもって専務理事に報告しなければならない。専務理事は、必要と認めたときその報告事項を他の委員に連絡しなければならない。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、寄附行為第20条を準用する。

(議事録作成)

第14条 委員会は、議事録を作成し保管しなければならない。

(附 則)

第15条 この規程は、昭和52年 1月30日から施行する。

この規程は、昭和56年 2月 7日から改訂する。

この規程は、平成 2年 9月 8日から改訂する。

この規程は、平成 3年 4月 1日から改訂する。

この規程は、平成 5年 2月 6日から改訂する。

この規程は、平成 8年 4月 1日から改訂する。

この規程は、平成 9年 4月 1日から改訂する。

この規程は、平成 9年10月 4日から改訂する。

この規程は、平成12年12月 4日から改訂する。

この規程は、平成14年 6月 1日から改訂する。

この規程は、平成17年 4月 1日から改訂する。

この規程は、平成17年11月26日から改訂する。

専門委員会の職務

1. 総務委員会

- ・ 諸規程の改廃および運用に関すること
- ・ 予算・決算に関すること
- ・ 会計に関すること
- ・ 表彰に関すること
- ・ 理事会・評議員会・委員長会議の開催に関すること
- ・ 法務局への登記に関すること
- ・ 日本体育協会、日本オリンピック委員会、スポーツ振興基金等委託・助成事業に関すること
ただし、当該事業の申請書作成、執行、報告書作成等は、事業を担当する委員会の職務とする)
- ・ 公文書の保存・管理に関すること
- ・ 事務局の管理に関すること

(1) 会員登録制度部会

- ・ 会員制度に関すること
- ・ 傷害補償制度に関すること
- ・ 会員報の発行に関すること

2. 審判委員会

- ・ 競技規則の制定に関すること
- ・ ソフトテニスハンドブックの作成に関すること
- ・ ソフトテニスハンドブックの適正な運用に関すること
- ・ 審判員の指導育成に関すること
- ・ 公認審判員制度に関すること

3. 競技委員会

- ・ 競技運営に関すること
- ・ 大会日程および開催地に関すること
- ・ 大会要項に関すること
- ・ ランキングに関すること

(1) プログラム編成部会

- ・ 大会プログラム編成に関すること

(2) 用具施設部会

- ・ 用具・施設に関すること
- ・ 用具・施設の公認に関すること

4. 強化委員会

- ・ ナショナルチームに関する事
- ・ ナショナルチームの選手強化に関する事
- ・ 国際大会の選手団推薦に関する事

(1) 医科学部会

- ・ 医科学サポートに関する事
- ・ 医科学研究と普及啓蒙に関する事

5. 指導委員会

- ・ 公認スポーツ指導者制度に関する事
- ・ 指導書の作成に関する事
- ・ 指導力の向上に関する事

(1) 等級制度部会

- ・ 技術等級制度に関する事

6. 生涯スポーツ委員会

- ・ 生涯スポーツとしての普及に関する事
- ・ 普及のための環境づくりに関する事

(1) 小学生普及部会

- ・ 小学生の普及に関する事

(2) シニア部会

- ・ シニア、レディースの普及に関する事

7. 国際委員会

- ・ 国際大会の開催に関する事
- ・ 国際大会への選手団派遣に関する事
- ・ 国際普及指導に関する事
- ・ 国際連盟、アジア連盟その他国際関係団体との連携に関する事

8. 広報委員会

- ・ 広報宣伝に関する事
- ・ 大会報道に関する事
- ・ テレビ放映に関する事

(1) 機関誌編集部会

- ・ 機関誌に関する事

(2) IT部会

- ・ インターネットホームページに関する事
- ・ インターネット情報に関する事

9. その他

次の委員会は、専門委員会規程によらず、別途設置する。

- ・ドーピング判定委員会
- ・ドーピングコントロール委員会
- ・競技者資格委員会
- ・倫理委員会
- ・競技者育成プログラム推進委員会
 - (1) 競技者育成部会
 - (2) 指導者育成部会
 - (3) マネジメント部会
- ・国際振興検討プロジェクト